

企画競争に関する公告

下記のとおり公告します。

令和8年7月16日

支出負担行為担当官

関東財務局総務部次長 糸井 淳

記

1 企画競争に付する事項

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 委託業務名称 | 動産（非上場株式）の価格にかかる鑑定評価 |
| (2) 業務期間 | 契約締結日から令和8年12月8日（火） |

2 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」、営業品目が「調査・研究」で、「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であって、責任をもって履行（納入）することができる者、又は、当該競争参加資格を有していないものの、企画書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であって、責任をもって履行（納入）することができる者であること。
- (4) 関東財務局管内の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 公認会計士法第29条に基づく業務停止を受けている者ではないこと。
- (8) 本評価会社またはその関係会社から依頼を受け監査業務等に従事経験のある者でないこと。

- (9) 公認会計士法に基づく公認会計士又は監査法人であって、「日本公認会計士協会埼玉会」、「日本公認会計士協会千葉会」、「日本公認会計士協会東京会」又は「日本公認会計士協会神奈川県会」に所属している会員であること。

3 「動産（非上場株式）の価格にかかる鑑定評価企画競争参加説明書（以下「説明書」という。）」の交付及び契約条項を示す場所、期間及び時間

(1) 場 所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館 14階
関東財務局 管財第二部 第6統括国有財産管理官
電話 048-600-1179（内線3442）

なお、同所において下記書面の閲覧可能。

- ・法人登記簿謄本
- ・所有する土地にかかる不動産登記簿謄本及び公図

(2) 期 間

令和8年7月16日（木）から令和8年8月3日（月）まで
（但し、土曜日・日曜日及び祝日を除く）

(3) 時 間

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

4 企画競争参加事項等説明の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年7月24日（金） 10時00分～11時00分

(2) 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館 14階 小会議室A

(3) 問い合わせ先 関東財務局 管財第二部 第6統括国有財産管理官
電話 048-600-1179（内線3442）

5 「見積書」・「企画書」の提出期限及び場所

(1) 期 限 令和8年8月3日（月）17時00分まで

(2) 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館 14階
関東財務局 管財第二部 第6統括国有財産管理官

6 契約保証金

全額免除する。

7 委託業者の決定方法等

委託業者の決定に当っては、「見積書」に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、企画競争参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を「見積書」に記載すること。

また、本案件については、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、「説明書」で指定する項目のうち、必須とされた項目及び要件を全て満たしている提案をした企画競争参加者の中から「説明書」に定める審査方法をもって評点の高い2者を委託業者として決定する。

8 応募の無効

本公告に示した企画競争参加資格のない者の行った応募及び企画競争参加に関する条件に違反した応募は無効とする。

9 契約書の作成の要否

契約締結に当たり契約書を作成するものとする。

10 その他

(1) 詳細は「説明書」による。

(2) 「企画書」において使用する言語は日本語とする。

(3) その他不明な点については、関東財務局管財第二部第6統括国有財産管理官に照会すること。

電話 048-600-1179 (内線3442)